

独立行政法人整理合理化計画

(別表) 抜粋

(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)

雇用・能力開発機構	事務及び事業の見直し
	<p>【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】</p> <p>○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCA サイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務（助成金支給業務）】</p> <p>○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】</p> <p>○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】</p> <p>○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。</p> <p>○生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。</p> <p>○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。</p> <p>○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p>
運営の効率化及び自律化	
	<p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】</p> <p>○雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。</p> <p>○雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。</p> <p>○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】</p> <p>○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。</p>